

議案第十四号

いしかわ子どもの権利基本条例について

いしかわ子どもの権利基本条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

いしかわ子どもの権利基本条例

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識し、支えてくれる全ての人に感謝するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、石川県民が協力し、子どもの権利が保障される社会を実現していかねばならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができ

る社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。
- 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

(基本理念)

第三条 子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。
- 二 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。
- 三 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の責務)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの健やかな成長について第一義的な責任を有するとの認識の下に、県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第七条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、及び理解を深め、意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（事業者の役割）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（子ども・子育て支援団体等の役割）

第九条 子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、子どもの支援及び子育ての支援を推進するよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（意見表明及び社会参画の促進）

第十一条 県は、全ての子どもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（子ども等の意見の施策への反映）

第十二条 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（広報啓発）

第十三条 県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（相談体制の充実）

第十四条 県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（権利擁護）

第十五条 県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備等）

第十六条 県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずるものとする。

提案理由

子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に資するため、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。